「	事務所家賃	56,000	㈱カナヤ	取手市	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	」
「	事務所家賃	56,000	㈱カナヤ	取手市	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	〃	56,000	〃	〃	
	車両リース	227,000	根本企画	〃	
	〃	227,000	〃	〃	
	〃	227,000	〃	〃	
	〃	227,000	〃	〃	」

「	一件五万円未満の計	972,757	を	「	一件五万円未満の計	903,713	に、
	合　　計	1,744,757」			合　　計	2,415,713」	
「	一件五万円未満の計	278,000	を	「	一件五万円未満の計	199,000	に、「パネル看板」
	合　　計	278,000」			合　　計	199,000」	

を「看板代」に、「塗装」を「板金塗装代」に改める。

〔民主党〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金にょる支出の内訳

経常経費	4,209,289,959
人件費	2,352,570,038
光熱水費	83,990,114
備品・消耗品費	478,854,796
事務所費	1,293,875,011
政治活動費	2,190,965,196
組織活動費	380,692,731
選挙関係費	571,635,369
機関紙誌の発行その他の事業費	1,184,875,062
機関紙誌の発行事業費	386,925,571
宣伝事業費	794,150,925
その他の事業費	3,798,566
調査研究費	53,762,034
合　　計	6,400,255,155

〔民主党〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金にょる支出・支部政党交付金にょる支出の内訳

支部政党交付金	7,534,350,000
経常経費	5,417,391,716
人件費	3,091,786,158
光熱水費	101,434,817
備品・消耗品費	549,378,973
事務所費	1,674,791,768
政治活動費	8,553,678,439
組織活動費	901,488,386
選挙関係費	1,975,509,544
機関紙誌の発行その他の事業費	5,384,591,282
機関紙誌の発行事業費	504,789,813
宣伝事業費	4,876,002,903
その他の事業費	3,798,566
調査研究費	292,089,227
合　　計	21,505,420,155

○総務省告示第七十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

総務大臣　川端達夫

たちあがれ日本	政党の名称	異動事項		旧	新
	支部の数			一一	一一
	数定条うち法第十四条第二項第四号に規定する支部の数			八八	九九

届出年月日　平成二十三年十二月二十二日

○総務省告示第七十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

総務大臣　川端達夫

たちあがれ日本	政党の名称	異動事項		旧	新
	主たる事務所の所在地			東京都港区赤坂一―一―一	東京都港区赤坂一―一―一
	支部の数			三三	二七
	数定条うち法第十四条第二項第四号に規定する支部の数			三三	二七

届出年月日　平成二十三年七月一日

備考　平成二十三年十一月二十二日に、たちあがれ日本から、法第五条第二項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十四年総務省告示第七十五号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき公表する件及び同法第五条第三項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示された、たちあがれ日本の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減したたちあがれ日本の数となっている。